



「預かり保育料の 無償化について」



**** 預かり保育料を無償にするには、手続きが必要!です ****

子ども。子育て支援法の改正により、10月から預かり保育が、施設等利用給付の対象事業となります。

幼稚園児の保護者が、教育時間終了後、仕事、就労、疾病、入院などの理由により、預かり保育を利用する場合、申請書を嘉手納町教育委員会に提出し、認定を受けることで、預かり保育料が無償となります。

～ **10月分保育料から対象になります! お早めに手続きしてください。** ～

● 申請対象者 : 嘉手納町立幼稚園預かり保育を利用する保護者

● 提出書類 :

① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 (法第30条の4第2号・第3号)

② 勤務証明書、診断書など (変更があった時に提出)

【留意事項】

※①の書類は必ず提出してください。

※②の書類は、平成31年度の預かり保育申請時と勤務先が変わったなど変更がある場合は提出してください。

● 提出先 : 嘉手納町教育委員会 教育指導課

● **提出期限 : 令和元年9月20日(金)**

※ 不明な点がありましたら、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

嘉手納町教育委員会 教育指導課

TEL : 956-1111 (内線 259)